平成２５年（フ）第１４号
福岡県田川市大字伊田2785番地１
債務者　坪根　純一
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１５号
福岡県田川郡糸田町4129番地１、前住所福岡県田川郡糸田町4120番地９
債務者　長尾　英二
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第５２２号
大分県別府市大字鶴見3189番地
債務者　朝飛　芳恵
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
大分県別府市立田町３番32号、住民票上の住所福岡県春日市春日原南町４丁目37番地11　にしき荘203号
債務者　西本　　閑
１　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４号
鹿児島県南さつま市加世田武田187番地
債務者　橋口美代子
１　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第４８号
福島県東白川郡矢祭町大字小田川字大高41番地　メゾンエスポアール102、前住所福島県二本松市十神311番地３
債務者　都丸　理紗（旧姓渡邊）
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
岐阜県高山市新宮町3788番地７　メゾン二村２Ｄ、住民票上の住所岐阜県高山市奥飛騨温泉郷神坂413番地１
債務者　中井　秋子
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第５号
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地　２棟504号、前住所京都市西京区大枝東長町１番地43サンリョウハイツ101号
債務者　西薗ゆきみ
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８７号
京都府八幡市男山笹谷５番地―Ｄ15―203
債務者　谷口　勝信
１　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
島根県安来市新十神町189番地１
債務者　松本　佳子
１　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３号
島根県雲南市三刀屋町下熊谷1633番地４
債務者　星野裕一郎
１　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
広島県尾道市久保町1714番地１　瑠璃寮211号
債務者　西原　康恵
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
広島県三原市糸崎７丁目18番５号
債務者　上杉　千歳
１　決定年月日時　平成25年２月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
佐賀県伊万里市大坪町甲2567番地２
債務者　森　　伸二
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第４号
茨城県牛久市柏田町3231番地の129
債務者　佐藤　聖子
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第９号
茨城県牛久市中央４丁目24番地６　田井住宅１号室、前住所茨城県牛久市南７丁目36番地５
債務者　星野　晶一
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係